



# 向島法人会だより

417

P2 第7回  
通常総会次第

P3 平成30年度  
向島法人会事業計画

P4 平成30年度  
税制改正大綱

P6 八広第1支部  
新年研修会

東向島第2支部  
研修会

京島支部  
税務研修会

P7 女性部会  
ヨガ教室

中小企業  
会計啓発・  
普及セミナー

第13回  
法人会  
全国女性フォーラム

P8 第7回  
墨東東企談

どんなに難易度が高いニーズにも「牧野精工株式会社なら任せられる」というご期待に応え、さらに最小サイズへの挑戦を続けています。

牧野精工株式会社  
代表取締役社長  
牧野 桂三



P10 税務署だより

●平成31年10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます。

P11 都税事務所だより  
5月は、自動車税の納期です。

東法連  
絵はがきコンクール入賞

平成29年度「税に関する絵はがきコンクール」表彰式  
一般社団法人 東京法人会連合会 女性部会連絡協議会



従業員の退職金準備は

特退共

優秀な人材の確保・定着化に

## 東法連特定退職金共済制度

(新企業年金保険)



特定退職金共済制度(特退共)の魅力

1. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで任意に設定できます。
2. 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
3. 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人  
東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり昭和52年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて平成24年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約5,200社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。  
○このご案内は、平成29年10月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。  
○上記記載の税務取扱いは、平成29年10月現在の税制に基づくものです。今後税務の取扱いが変わる可能性もあり、将来を保証するものではありません。  
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・  
お問い合わせは



公益 東法連特定退職金共済会  
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階  
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642  
https://www.tohoren-tokutaijyo.or.jp/



### 編集後記

八広第2支部 石井 隆司

最近、一人で仕事帰りに飲みに行く店が出来た。会社の工場がある、堀切菖蒲園駅から歩いて3分ほどの線路沿いから一本路地を入った所に、もつ焼き屋「串焼き、いしい」と白い提灯が下がっている。

4人掛けの小さなテーブルが2つと6人掛けのカウンターの小さい店だ。もつを焼いている煙で薄暗く決して奇麗とは、言えない昭和の匂いが残る店である。

タン、ハツ、皮、てっぽー、軟骨と何を食べても美味しいが、本当の理由は、この炙りレバーは最高でごま油のねががレバーが見えない程、載せてあり焼き具合のレアー感が今は、メニューから無くなっているレバー刺しを思い浮かべる。

同時にふと、私が当時小学生の頃、父親が週に数日、レバー刺しを買って帰ってきたのは、焼酎を片手に食べている姿が浮かんでくるのである。美味そうに食べるので一切れ貰い食べるのだが子供には少し無理のある食感であったのを覚えている。

私も、月に数日「いしい」に立ち寄り、炙りレバーを味わいながら、父親を思い出す年に成ったのかな……

来年は還暦だ。

計報

押上文花支部 (株)霧下そば本家 田光 千枝 様 / 墨田第2支部 (株)フルタコーポレーション 古田 宏仁 様  
八広第1支部 福岡製菓(有) 福岡 義久 様 / 東向島第2支部 目黒工業(株) 目黒 澄 様

ご冥福をお祈り申し上げます。



# 平成30年度 向島法人会事業計画

向島法人会は、会員のための「明るく元気で楽しい、人の集まる魅力的な法人会活動」を目指して、改革を推進しています。今年も更なる充実した展開をめざし、会員の皆様と一緒に取り組んでいきたいと、ご協力をお願いします。

30年度事業計画は次のとおりです。

## 公益目的事業 1

1. 税知識の普及活動
  - (1) 新設法人説明会・決算法人説明会の開催
  - (2) 税務懇談会の開催（支部・ブロック・部会）
  - (3) 税法・源泉部会研究会
  - (4) 租税教室の開催
2. 納税意識の高揚活動
  - (1) 「税を考える週間」くらしと税金展・納税表彰・記念講演会
  - (2) 広報誌による税情報の発信
  - (3) 税に関する絵はがきコンクール
  - (4) ホームページによる税情報の発信
3. 税制税務の調査研究と提言
  - (1) 提言の取り纏め活動と提言要請活動
  - (2) 税務行政での定期的協議
  - (3) 全国大会・全国青年の集い・全国女性フォーラム

## 公益目的事業 2

- 企業の健全な発展に資する事業
- (1) 簿記会計講座の開催
  - (2) 中小企業会計セミナー
  - (3) 自主点検チェックシートの活用推進
  - (4) 経済講演会の開催

## 公益目的事業 3

- 地域社会への貢献活動
- (1) チャリティ・クリスマスの開催
  - (2) 東日本大震災復興支援活動
  - (3) 地球温暖化対策報告書の提出推進活動
  - (4) 地域交流イベントとボランティア活動

### 収益事業

#### 公益事業等を推進補完する事業

- (1) 簡易保険団体払込制度の普及促進
- (2) 賃貸事業・貸し会議室
- (3) 受託事業（間税会・優申会）

### 会員の交流に資する事業

- (1) 賀詞交歓会の開催
- (2) 移動研修会（バス見学研修会）の開催
- (3) ボウリング大会の開催
- (4) チャリティ・ゴルフ大会の開催
- (5) ビーチボールバレー大会の開催
- (6) 婚活パーティの開催
- (7) 防災講習会の開催

### 会員の福利厚生に資する事業

- (1) 経営者大型保障制度の普及推進事業
- (2) 経営保全プランの普及推進事業
- (3) がん保険制度の普及推進事業
- (4) 貸倒保障制度（取引信用保険）の普及推進事業
- (5) 人間ドック
- (6) その他福利厚生に資する事業

### 法人会の目的達成のための事業

- (1) 総会の開催
- (2) 理事会の開催
- (3) 委員会・支部長会ほか役員会の開催
- (4) 上部機関の諸会議への出席
- (5) 寄附金募集の開始
- (6) その他会費改訂等必要な施策事項の検討
- (7) 組織強化、会員増強運動

# 第7回 通常総会次第

開催日 平成30年 6月 5日(火) 15時30分

場所 東京東信用金庫 本店 8階 大会議室

受付 15時00分

## 次 第

第一部【審議事項】…………… 15時 30分～16時 40分

### 表彰(大型保障) 表彰伝達

- 1 定足数報告
- 2 開会の辞
- 3 会長式辞
- 4 議長選出
- 5 議事録署名人選出
- 6 議事
  - 第1号議案 平成29年度事業報告承認の件
  - 第2号議案 平成29年度決算報告及び監査報告承認の件  
(報告事項)
    - (1) 平成30年度 事業計画報告の件
    - (2) 平成30年度 予算書報告の件
- 7 来賓祝辞…………… 向島税務署長 長内 昌三 様
- 8 会長挨拶
- 9 閉会の辞

○向島税務署より連絡…………… 16時 45分～17時 05分

「軽減税率制度について」

第二部【祝賀会】…………… 17時 20分～19時 00分

- 1 開会挨拶
- 2 会長挨拶
- 3 来賓紹介
- 4 来賓祝辞
  - 墨田都税事務所…………… 三橋 一雄 様
  - 墨田区長…………… 山本 亨 様
  - 墨田区議会議員……………
  - 向島税務連絡協議会…………… 藤間 博昭 様
  - 東京東信用金庫専務理事…………… 中田 清史 様
- 5 祝電披露
- 6 乾杯
- 7 祝宴
- 8 閉会挨拶
- 9 木遣り



## 平成30年度 税制改正大綱

# 中小企業向け租税特別措置の延長と 事業承継税制が拡充される！

## 法人会の改正要望実現へ

政府は、平成29年12月22日に平成30年度税制改正大綱を閣議決定しました。デフレ脱却と経済再生に向け、賃上げ・生産性向上のための税制上の措置及び地域の中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置、さらに、中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充等が盛り込まれました。

### 法人税関係

#### 所得拡大促進税制の改正

改正後の所得拡大促進税制は、青色申告書を提出する法人の平成30年4月1日から平成33年3月31日までに開始する各事業年度に適用されます。中小企業者について、前年度比1.5%以上賃上げした企業は、前年度からの給与増加額の15%の税額控除を受けることができます。増加割合が2.5%以上である場合など一定の要件を満たす場合は、給与等の増加額の25%まで控除税額が増加します。

#### 交際費等の取扱い

交際費等の損金不算入制度については、適用期限が2年延長されます。1人当たり5000円以下の接待飲食費にかかる損金算入の特例、中小法人に係る800万円までの損金算入の特例についても2年延長されます。

#### 少額減価償却資産の特例

中小企業等に認められている少額減価償却資産の特例について2年延長されます。従来通り取得価額30万円未満の減価償却資産について、年間で300万円までは損金算入が可能です。

### 相続税関係

#### 事業承継税制の特例

現行の事業承継税制は、事業承継に係る株式の評価額の80%に対する相続税が納税猶予され、次の承継人へバトンタッチすれば免除される仕組みです。今回の改正では、株式の評価額の全部に対する相続税あるいは贈与税が納税猶予されるほか、猶予対象の株式の制限(総株式数の2/3)が撤廃されることになりました。優良な会社の株式の評価については20%でも税負担が決して軽くないので、全額について納税猶予できる

法人等の役員の死亡に係る相続税に適用されます。

#### 一般社団法人等に対する贈与等

個人から一般社団法人等に対して財産の贈与等があった場合に、贈与税等の負担が不当に減少する結果と認められる場合に、贈与税が課税されることについて明確化されます。平成30年4月1日以後の贈与又は遺贈に係る贈与税又は相続税に適用されます。

#### 小規模宅地等の適用の厳格化

持ち家に居住していない者に対する特定居住用宅地等の特例について、①3年以内に、②親等以内の親族や特別の関係のある法人が所有する家屋に居住したことがあり、③相続開始時において居住していた家屋を過去に所有していた場合は、適用できなくなります。貸付事業用宅地等の範囲から、3年以内に貸付け事業の用に供されていた宅地等が除外されます。平成30年4月1日以後の相続又は遺贈から適用されます。

### 所得税関係

#### 給与所得控除の縮小

給与所得控除については、一律10万円引き下げ、給与所得

控除の上限額が適用される給与等の収入額を850万円とし、その上限額が195万円に引き下げられます。

#### 公的年金等控除の縮小

公的年金等控除については、一律10万円引き下げ、公的年金等の収入金額が1000万円を超える場合の控除額については、上限額が1995万円となり、さらに、それ以外の合計所得金額が1000万円を超え2000万円以下の場合、上記控除額を10万円引き下げ、それ以外の合計所得金額が2000万円を超える場合は、上記控除額が20万円引き下げられます。

#### 基礎控除の改正

基礎控除については、一律10万円引き上げられます。ただし、合計所得金額が2400万円を超える個人については、控除額が通減し、合計所得金額が2500万円を超える個人は、基礎控除が適用されないこととなります。

#### 青色申告特別控除の改正

正規の簿記の原則に従って記録している者に対する青色申告特別控除が現行の65万円から55万円に引き下げられます。ただし、電子申告を行っている場合等には、青色申告特別控除は65万円となります。これらの所得税の改

正は、平成32年分の所得税及び平成33年度分以後の個人住民税について適用されます。

### 消費税関係

#### 輸出品販売場制度の見直し

免税販売手続きについて、電子化されます。従来の購入記録票の貼付、割り印などの事務手続きが不要になり、大幅に緩和されます。平成32年4月1日以後の販売分からの適用になります。

#### 簡易課税の業種区分の変更

農林水産業のうち、軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する事業は第2種事業となります。平成31年10月1日を含む課税期間から適用されます。

### その他

#### 森林環境税(仮称)の創設

平成36年度より、国内に住所を有する個人に対して年額1000円を、個人住民税と合わせて徴収されます。

#### 国際観光客税(仮称)の創設

国外へ観光で出国する際に、出国1回につき1000円が課税されます。平成31年1月7日以後の出国に適用されます。

ことは画期的です。平成25年度税制改正で、雇用継続要件が瞬間の数字ではなく平均で評価されるなど、従来のリスクの大部分が解消されていたので、当面の税負担が生じなくなることで、ますます使いやすくなります。なお、改正後の事業承継税制を利用する場合は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までに、特例承継計画を都道府県に提出して、認定を受ける必要があります。

#### 一般社団法人等に対する相続税

一般社団法人や一般財団法人は、出資者がいないのが特徴で、その持分を保有する者がいないため、一般社団法人等が保有する財産には、相続税がかからないという問題点がありました。平成30年度税制改正では、特定の一般社団法人等の役員が死亡した場合に、その一般社団法人等の純資産を同族役員の数で除して計算した金額を、遺贈により取得したものとして、その特定一般社団法人等に相続税を課税することになりました。平成30年4月1日以後の一般社団法人等の役員の死亡に係る相続税について適用されます。ただし、平成30年3月までに設立された一般社団法人等については、平成33年4月1日以後の一般社団

#### たばこ税の見直し

国及び地方のたばこ税の税率を1本あたり3円引上げ、平成30年10月1日より1本あたり1円ずつ3段階に分けて実施されます。また、加熱式たばこの課税区分を新設した上で、その製品特性を踏まえた課税方式に見直されます。

#### 国税のコンビニ納付

国税のコンビニ納付について、自宅でQRコードを出力することにより行うことができるようになります。平成31年1月4日以後の納付から適用可能です。

#### 大法人に対する電子申告の義務化

大法人の法人税及び地方法人税の申告については、電子申告によることが義務付けられます。添付書類についても、電子情報処理組織を使用する方法又は光ディスク等による提出が義務付けられます。平成32年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人

税理士 飯田聡一郎

TEL 03-53363-5955

FAX 03-53363-5449

HP <http://www.tilda-office.jp/>

東京法人会連合会



## 平成30年度 八広第1支部 新年研修会

**開催日時** 2月12日(月・祝)  
12時から

**会場** 日本料理「もちつき」  
(吾妻橋アサヒグループ本社 21階)

**参加人数** 17名

冒頭、磯支部長の挨拶に続き全員で「税金クイズ」に挑戦。  
確定申告、医療費控除、軽減税率など、かなりの難問や引っ掛け問題もあり、皆さんの正解率は60〜70%程の様でしたが、楽しく研修が出来ました。

その後、衆副支部長の乾杯の発声で会食となり、皆さんで美味しい料理を味わいながら新年の挨拶や近況報告、また今後の支部の活性化についての話など楽しいひと時を過ごしました。

当日は晴天に恵まれ、アサヒ本社の21階の窓からは真下に隅田川、すぐ隣にスカイツリーを間近に見、都心方面を一望できる素晴らしい景色も味わいの一助となりました。

最後に堀江さんに中締めのご挨拶を頂き、散会となりました。

三連休の最終日にも係らず、ご参加頂いた役員の皆様にご挨拶申し上げます。有難うございました。



支部長 磯文雄

## 女性部会 ヨガ教室

4月9日、すみだ生涯学習センターにおいて美容と健康に良いと言われる？ヨガ教室を開催しました。

ヨガは、初体験の方も多いため、先生には初心者用にゆっくりと教えていただきました。

参加者からは、気持ちよく体を動かせたと好評でした。女性部会では今後も各種催しを企画していきます。



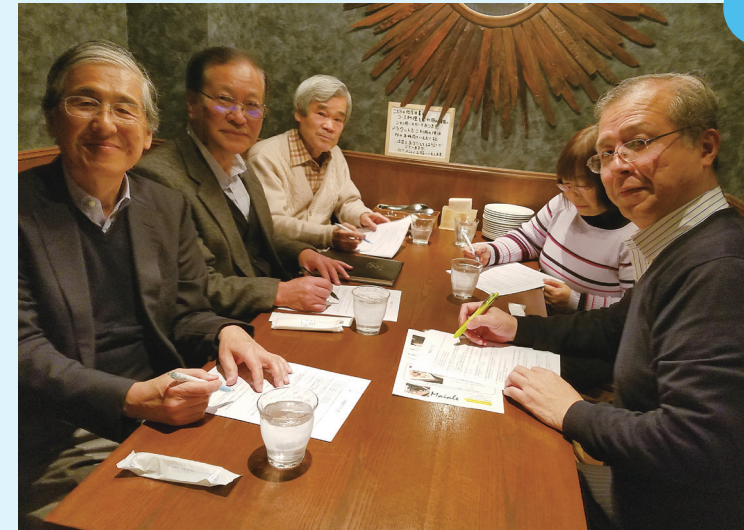
## 東向島第2支部 研修会

4月14日(水)私が支部長を務めて初めての研修会を行いました。

署よりいただいた税金クイズを皆で取り組み、軽減税率等最新の情報を得ることが出来ました。

その後は皆で曳舟に新装開店した「マイアーレ」にてパスタの昼食を頂きながら懇親を深めました。

ご自宅に「菌」をお忘れになった会員さんもおおり和気あいあいと過ごしました。



支部長 内田淳

## 中小企業会計啓発・普及セミナー

平成30年2月27日(火)向島間税会・向島優申会と共催で、中小企業会計啓発・普及セミナーを開催しました。

セミナーは、独立行政法人中小企業基盤整備機構から講師を招き、中小企業の会計に関する基本要領に沿った決算書を作成することの意義、財務情報の経営活動への活用方法について講演をいただき、大いに理解を深めることができました。



## 京島支部 研修会

京島支部の新春研修会は4月5日、向島百花園内御成座敷において、初参加者3名を含む総勢25名にて盛大に行われました。

例年であればこの日が都内お花見シーズン、絶好の日取りと情緒あるロケーションでの研修会になるはずでしたが、お彼岸後の暑さが桜の開花を早め、この日は新芽吹き出す葉桜を楽しむ事となりました。

研修は税金クイズを中心に進められ、数々の難題に真剣に取り組んだ参加者はしっかりと税務の知識を深める事ができました。支部恒例の全員スピーチで更に懇親を深め、意義あるものとなりました。



京島支部 米澤正之

## 法人会 全国女性フォーラム

武田信玄の命日4月12日に全国女性フォーラムが甲府で開催され、参加してきました。

フリーアナウンサー国井氏の講演と女性部総勢1600名が参加した賑やかな式典が催され、騎馬行列にも遭遇し、富士山を眺め、桃の花も満開。とても素晴らしい1日でした。



女性部会 上野美智子





牧野精工株式会社  
代表取締役社長

牧野 桂三

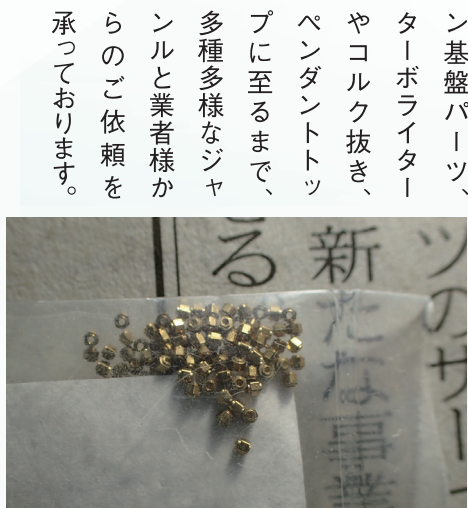
どんなに難易度が高いニーズにも「牧野精工株式会社なら任せられる」というご期待に応え、さらに最小サイズへの挑戦を続けています。

● 短納期対応  
牧野精工株式会社は東京都墨田区八広にある、小さな町工場です。小さいながらも50年以上にわたって日本が誇る技術力を支え、多様なニーズにお応えしてまいりました。

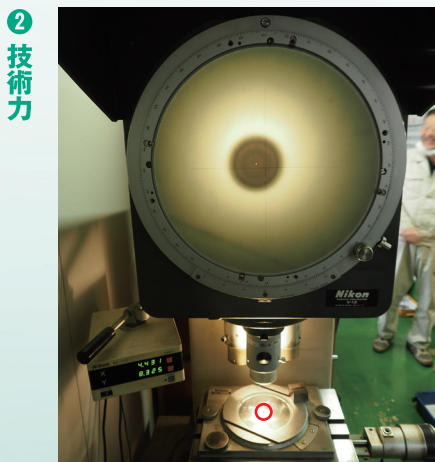
● 技術力  
最小0.6mmという米粒の30分の1サイズの極小パーツの精密加工を得意としており、樹脂部品から難削材まで様々な金属加工を承っております。

● 梱包・出荷  
どんなに難易度が高いニーズにも牧野精工株式会社なら任せられる、というご期待に応え、さらに最小サイズへの挑戦を続けています。

精密加工や金属加工は、機械部品からパソコン基盤パーツ、ターボライターやコルク抜き、ペンダントトップに至るまで、多種多様なジャンルと業者様からのご依頼を承っております。



新聞の文字の大きさと比べると、制作されているパーツの小ささがよくわかります。



赤の丸が書かれているところに製品があります。直径0.07mmの穴(ガス噴出口)が空いています。小さすぎて写真に映らないので、拡大していただきました。製品の精密さが良くわかります。

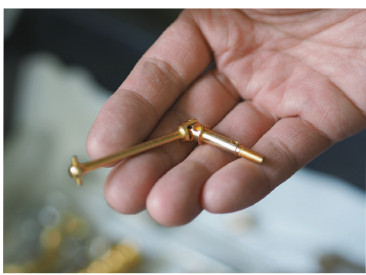
● 梱包・出荷  
製品の品質を守る安心の梱包・出荷体制をとっています。脱脂、洗浄はもちろん、防錆油の処理・シーラーやエアパッキンでの完全包装はまだまだ続けたいと思います。

● 技術力  
当社の最も誇れるのが技術力です。最小サイズの部品への対応に努め、最小0.6mmまでの作成に成功しています。最小パーツへのチャレンジはまだまだ続けたいと思います。

● 4 ご提案  
どお客様のもとに完全な状態で製品が届くよう万全の梱包・出荷体制をとっています。

● 5 組織力  
お客様の要望に対して当社独自のアイデアで設計・製図・試作そして量産に至るまで責任をもってお引き受けいたします。

アルミニウム、黄銅等から、炭素鋼、ステンレス、チタン、モリブデン鋼などの難削材まで多種多様な金属に対応致しております。また、ポリプロピレン、ジュラルコン、テフロン、塩化ビニールなど樹脂加工についても対応致しております。



いろいろな部品の制作を行っております。

● 組織力  
私たちの仕事がおお客様の信頼が厚い最も大きな要因と言えるのが、組織の力です。

数多くの実績、良い技術、充実した設備を背景に、社員一人一人が一致団結して開発し作業に向かう。そんな社員たちの支え合う力も持ち合わせているのが牧野精工の最も自信を持ってアピールできるところなのだと思います。50年の実績の裏には職人達の息の合った連携があるのです。

向島法人会だよりの編集部から、社長の牧野様に質問をさせていただきました。

● このお仕事をお継ぎになったきっかけはなんですか？

もともと継ぐ気はなかったのですが、29歳の時に父が廃業したいと相談しにきました。しかし、私に継ぐ気があるなら一緒に頑張ると言ってきたので、私は即答でやると答えました。

● お仕事の大変なところはなんですか？

365日24時間機械が稼働しているため、現場の管理が大変です。機械を止めるわけにはいきませんので、会合の後に工場に戻って仕事をしたり、旅行の前も出発のギリギリまで仕事をし、帰ってくると休む間も無く工場へ行きます。

● お仕事をされていて、一番嬉しかったことがあれば教えてください。

誰も出来なかった物ができた時は嬉しいです。当社では、極小パーツの精密加工を得意としているのですが、それでも難しいご注文をいただくこともあります。そんな時は、今までの経験とアイデアと工夫をこらし、形にして行きます。その苦労が報われて、こ

満足いただける製品ができた時は、本当に嬉しいです。すね。

● お仕事の一番好きなのところはなんですか？

サラリーマンとは違い、自分の采配でできることと、頑張った分の見返りがあること。

● 今後のお仕事での目標などございましたら教えてください。

まだ早いですが、後継者探しと事業継承です。



きれいに整頓された工場内。

会社概要

牧野精工株式会社



<http://makinoseiko.jp/>

〒131-0041  
東京都墨田区八広4-40-4  
電話 03-3612-4377  
FAX 03-3612-4385



—都税についてのお知らせ—

# 5月は自動車税の納期です

平成30年度の自動車税納税通知書は、5月1日（火）に発送します。

＜納期限＞ 平成30年5月31日（木）

＜ご利用になれる納付方法＞

◆ 金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁

都税総合事務センター・自動車税事務所の窓口

○ 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

◆ コンビニエンスストア

○ 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限りです。

○ 一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご覧ください。

○ コンビニエンスストアで納付をする際には「レシート」と「領収証書」を必ずお受け取りください。領収証書は、納税したことを証明する大切な書類ですので、領収印が明確に押されていることをご確認のうえ、大切に保管してください。

◆ ATM・インターネットバンキング・モバイルバンキング・クレジットカード

車検用の納税証明書（はがきサイズ）は郵送されません

納税証明書が必要な方は、納付後、約10日後に都税事務所・自動車税事務所等へ申請してください。車検を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所等にて自動車税の納税確認を電子的に行うことができるため、ペイジー・クレジットカードで納付した方への車検用納税証明書（はがきサイズ）の郵送は平成28年3月末をもって終了しています。

車検が近い等お急ぎの場合は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付の上、納税通知書右端の納税証明書をご利用ください。

- ペイジー（ペイジー）対応のATM（現金自動預払機）から納付できます。
- インターネットバンキング、モバイルバンキングをご利用の方（事前に金融機関への申し込み手続きが必要です。）はパソコンまたはスマートフォン等からも納付できます。金融機関により、利用できるサービスが異なりますので、詳しくはお取り引きされている金融機関へお問い合わせください。
- パソコン・スマートフォン等を利用して、インターネットの専用サイトからクレジットカードで納付することができます。
- 領収証書は発行されません（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。）。
- なお、システムメンテナンスのため、一部利用できない場合があります。

【お問い合わせ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

詳しくは、東京都主税局ホームページ (<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>) の「税金の支払い」をご覧ください。

東京都 主税局

検索

固定資産税・納税について： 墨田都税事務所 電話 03-3625-5061

新庁舎住所：〒130-8608 墨田区業平1-7-4（8月14日に移転しました。）



# 平成31年（2019年）10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年（2019年）10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

## 軽減税率(8%)の対象品目

**飲食料品** 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。  
 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

**新聞** 新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

## 《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



**飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方** 売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

**飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方** 仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

**免税事業者の方** 課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

## 免税事業者の方へ



## 9年度「税に関する絵はがきコンクール」表彰



受賞者  
**八広小学校** 富家 每さん  
とみいえまい

受賞者

平成29年度東法連女連協税に関する絵はがきコンクール」において向島法人会から応募した作品が入賞し、3月12日（月）京王プラザホテルにおいて小池百合子都知事出席のもと表彰式が開催されました。

★★★  
**東法連**  
**絵はがき**  
**コンクール**  
**入賞**